

林業公社請負作業プロポーザル実施要領

平成 31 年 2 月 20 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益社団法人長崎県林業公社（以下「公社」という。）が、請負作業の実施を、分収林事業請負作業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条第 2 項に規定するプロポーザル方式で実施するために必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領においてのプロポーザル方式とは、総合的な評価による、当該請負作業の履行に最も適した作業受託者を決定する方式をいう。

(事業目的)

第 3 条 林業公社請負作業において木材生産を実施するにあたり、現場の地形、造林木等の状況に応じて適切かつ効率的な木材生産を行い、収益性の高い木材販売を行う。併せて、伐採後の林地保全に配慮した伐採・搬出を行う。

(事業内容)

第 4 条 実施する作業地において、間伐等による伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材管理および搬出に必要となる作業道開設又は架線設置等を行うことをいう。なお、本事業には木材販売は含まない。

(募集要領)

第 5 条 プロポーザル方式を実施しようとするときは、実施する作業ごとに「林業公社請負作業プロポーザル募集要領」を策定し、公社ホームページに掲載する。

2 企画の提案者の募集方法は、公募型とする。

(提案事項)

第 6 条 提案事項は以下の内容を主として募集する。

- (1) 効率的な集材の方法と範囲
- (2) 販売価値を高める造材方法
- (3) 林地保全に配慮した搬出方法
- (4) 労働安全を確保した作業方法
- (5) その他収益を高める工夫

(参加資格要件)

第 7 条 本プロポーザルに参加できる者は、以下の（１）から（４）までの全ての要件を満たす者および複数者による共同企業体とする。

- （１）現場で作業に従事する者について、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に加入していること。
- （２）都道府県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないこと。
- （３）実施要綱第 6 条の規定による登録を受けた者、または参加申込書提出時までに登録を受ける見込みの者であること。
- （４） 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
 - ③暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人。

(提出書類)

第 8 条 提出書類と提出期限については、別途定める「林業公社請負作業プロポーザル募集要領」による。

(審査方法)

第 9 条 提案内容の審査方法は以下の各号のとおりとする。

- （１）審査委員会の設置
審査委員会は、実施要綱の運用基準第 4 条第 2 項第 1 号に定める指名委員会をもって充てる。なお、職務権限者（決済権者）が必要と認める場合は、他に審査員を委嘱することができる。
- （２）審査方法
前項で設置した審査委員会において、別途定める「林業公社請負作業プロポーザル審査要領」に基づき総合的に審査し、評価の最も高い 1 名を作業受託者として選定する。
- （３）ヒアリングの実施
審査委員会は提案者に対してヒアリングを行う。
- （４）審査結果
審査結果は、すべての参加者に文書で通知する。

(契約方法)

第 10 条 委託方法は以下の各号のとおりとする。

- （１）通知方法
作業受託者に対し契約相手先として選定通知を文書で通知する。
- （２）契約内容

作業受託者と公社は、企画提案の内容をもとにして、具体的な事業内容や経費等について協議を行い、作業実施区毎に見積書提出の上、作業実施区毎に契約を締結する。

なお、事業内容は企画提案されたものを基本とするが、作業受託者と公社との協議により最終的に決定する。

(3) 契約期間

契約期間は単年度を原則とし、期間が複数年にわたる場合は、事業についての覚書を交わし、年度ごとに契約を締結する。ただし、予算執行が単年度となる場合など、特別の事情により必要があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第 11 条 その他留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施に伴い法令等の規制がある場合は、関係機関等との調整および許認可申請を行うこと。
- (2) 複数の公社事業地において同日に募集を行う場合は、1者につき1提案とする。また、共同企業体の代表者または構成員として重複することも認めない。